

平成 13 年 6 月 13 日に公表した実施方針における修正がありましたので、修正点を以下の正誤表に示します。

正 誤 表

平成 13 年 6 月 22 日修正

| 訂正前（下線部は修正部分） | 訂正後（下線部は修正部分） |
|--|--|
| <p>P . 1 2 (5) 審査及び選定に関する事項 1) 審査に関する基本的な考え方 ~ 桑名市図書館等複合公共施設整備事業 <u>事業者選定審査会</u>（以下「審査会」と言う。） ~ <u>地方自治法第 167 条の 4 の</u> ~</p> <p>P . 1 5 __ 工事完成時 __ 施設供用開始後（維持管理・運営段階） __ 施設引渡し時</p> | <p>P . 1 2 (5) 審査及び選定に関する事項 1) 審査に関する基本的な考え方 ~ 桑名市図書館等複合公共施設整備事業 <u>提案審査委員会</u>（以下「審査会」と言う。） ~ <u>地方自治法施行令第 167 条の 4 の</u> ~</p> <p>P . 1 5 __ 工事完成時 __ 施設供用開始後（維持管理・運営段階） __ 施設引渡し時</p> |